

『今年度の地域振興会議で主に検討されたこと等』

令和5年度第2回地域振興会議会長会 資料

地域	項目	現状と課題等
国府	「史跡・文化財・観光をテーマとしたまちづくり」に係るプランの策定について	令和4年度の地域振興会議で、国府独自の活性化計画づくりが決議され、本年度より2か年で、「史跡・文化財・観光をテーマとしたまちづくり」に係るプランを策定する。 ・国府地域活動団体のオブザーバー参加に関わる意向調査、オブザーバーから意見聴取。 ・「麒麟のまち」観光局による研修会、委員からの意見をもとにSWOT分析に取り組む。 ・現在、(仮称)こくふ歴史観光まちづくりプランの構成素案を作成中。
福部	福部町のまちづくり構想基本計画の見直しについて	平成30年3月に策定した『福部町のまちづくり構想』の事業化のための基本計画が平成31年3月に策定され、今年度が5年目の折り返しを迎えたため、1年をかけて見直しを行っているところである。
	地域食堂について	町内に未だ地域食堂が立ち上がっておらず、人材の掘り起こし、開設場所やニーズの把握など立ち上げに向けての情報交換を図っている状況である。
河原	河原地区の5つのまちづくり協議会の連携強化	河原町内には5つの地区公民館があり、それぞれまちづくり協議会が地域活動に取り組んできている。各地区とも少子高齢化が進み、役員などの担い手不足や地域行事・イベントの開催継続が難しくなっている状況下にある。今後も発生する様々な地域課題を解決していくため、より工夫しながら取り組みを継続改善していく必要がある。
	河原地域の20年後を見据えた校区再編について	河原町内には3つの小学校、1つの中学校がありそれぞれ特色ある教育を展開している。各学校とりわけ、西郷小・散岐小では少子化が進み、複式学級を設定せざるを得ない学年もあるなど今後の学校運営や児童の最適な教育環境に不安が生じている現状である。
用瀬	トスク用瀬店閉店に伴う諸課題について	市に対し「トスク用瀬店閉店に伴う地域住民の買い物環境維持」に関して、後継事業者の早急な確保及び財政支援について意見書を提出。また、買い物環境確保等について広く地域住民に周知するため「トスク用瀬店閉店への対応や買い物環境の確保について」と題した「地域振興会議だより」を発行、町内全戸に配布した。内容は、トスク用瀬店前で実施した買い物環境アンケートの結果とともに、地域振興会議としての取組、共助交通いきいき社バスの河原Sマートまでの延伸運行のお知らせ、移動販売事業者の案内などを掲載。
	視察研修について(岡山県高梁市)	用瀬町においては、少子高齢化等による人口減少と並行して空き家が増加する一方、活用が進んでいない状況がある。また、後世に引き継ぐべき伝統行事・芸能があるものの、後継者不足により、その伝承が危惧される状況にある。
佐治	商店とガソリンスタンドの地域運営について	佐治町では、令和4年10月に町内唯一のスーパーである「トスク佐治店」が閉店し、更には令和5年9月末に用瀬町にある「トスク用瀬店」までが閉店。最寄りのスーパーは河原町の「Sマート」となっている。また、同じく町内唯一のガソリンスタンドの「JA燃料センター佐治SS」が令和5年1月末に閉店。人口減少の進行に伴い、このような生活に必要なサービスが縮小廃止の方向へと進んできている。 これらの状況を踏まえ佐治地域振興会議では、昨年度と本年度に地域で商店とガソリンスタンドを運営している先進事例の視察調査を実施。昨年度は、岡山県津山市のあば地区、本年度は兵庫県神崎郡神河町長谷地区の取組みを視察調査。概要は、両地区とも住民出資による会社を立ち上げ、同じ敷地内にある商店とガソリンスタンドを運営。商店の職員がガソリンスタンドも対応するなど、運営体制の効率化で人件費の節減を図っているものの、経営状況は、商店とガソリンスタンドのみでの採算は厳しく、市(町)有施設の指定管理の受託など、複合的な収入確保により、経営に取り組んでいる状況。 現在、佐治町地域では、佐治支所で店舗出店の可能性について研究を進めているところだが、持続運営していくには、店舗単体だけでなく、農作物等の直売所やコミュニティスペースの併設、観光施設との連携等、「住民の皆さん、観光客に必ず利用してもらえる仕組み」づくりが重要。この工夫が一番高いハードルであり、打開策の検討に苦慮している状況である。

地域	項目	現状と課題等
気高	気高地域のまちづくりを見据えた統合新設小学校の検討について	<p>4月26日の市教育委員会で方針決定された「気高地域の小学校の新設統合の基本方針」、学校候補地に関する事前調査の内容と今後の取組み予定について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教委による基本方針の決定(R5.4.26)：町内4校を一つの学校として新設統合する。JR浜村駅南側を学校候補地とする。 ・市教委による学校候補地の事前調査(R5.11～R6.3予定)：測量業務、地質調査業務ほかの調査を実施中。
	気高地域振興会議独自の議題・テーマに基づく意見交換について	<p>今年度から委員の提案により、新市域振興ビジョンの5つの目標ごとに意見交換を行った。地域振興のために新市域振興ビジョンに掲げる気高地域の5つの目標に対して、各委員から提案を行いながら5回にわたって意見交換を実施。また、会議内容を広く地域の皆さんへお知らせするために気高地域振興会議だより(第1号)の発行。</p>
鹿野	旧鹿野小学校跡地の利活用及び整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から地域振興会議及び住民がメンバーであるあり方検討委員会で検討開始 ・令和4年4月に本件について鹿野地域振興会議が市長へ意見書を提出 ・市は、老朽施設を鳥の劇場に譲渡し、令和5年度から3か年の事業として、国地方創生交付金、県・市補助を活用し「文化・芸術・交流の拠点」として再整備し、並行してソフト事業を展開していくことを決定 ・令和5年6月議会で旧幼稚園舎と旧校舎の鳥の劇場への譲渡について議決(劇場(旧体育館部分)については、貸付のまま) ・令和5年度は旧校舎の一部を解体撤去、幼稚園舎をバリアフリー化等改修 ・あり方検討委員会は継続して開催しており、地域振興会議にも都度報告
	鹿野図書室・学校図書開放のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿野地域では、鹿野町農業者トレーニングセンター内に「鹿野図書室」を設けるとともに、鹿野学園流沙川学舎(小学校)図書室を一般に開放している。 ・鹿野図書室は開館時間の延長(月・土曜日 8:45～17:15、火～金曜日 8:45～17:30)など利便性の充実要望がある。 ・学校図書開放(月・金曜日 15:00～19:00、土曜日 10:00～17:00)は利用者が少数であり、学童後の保護者を待つ子どもの居場所になっている。 ・本来の目的を鑑み、事業・運営について、今年度5月の地域振興会議から協議開始した。
青谷	青谷上寺地史跡公園整備に伴う魅力ある地域づくり・にぎわい創出の推進	<p>令和2年度から整備が行われてきた青谷かみじち史跡公園整備について、令和6年3月に展示ガイダンス施設等がいよいよオープンする。</p> <p>青谷町では、青谷上寺地遺跡をはじめ、豊かな自然環境や伝統的な産業、農産物、海産物などの豊かな魅力を地域内外に向けて発信する取組を行ってきたが、史跡公園のオープンに合わせて、地域を盛り上げようという様々な動きが加速しつつある。</p> <p>青谷地域では、青谷かみじち史跡公園整備(令和2年度～令和11年度予定)が進み、令和6年3月には、山陰道「青谷羽合道路」南側の展示ガイダンス施設等がオープンする。その後、北側エリア一帯の整備が進められ、令和11年度にグランドオープンの予定となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青谷町版総合戦略【第2期】の推進 ○青谷上寺地遺跡利活用推進事業部会の活動支援 ○レンタサイクルを活用した青谷町周遊プロジェクト ○魅力ある民泊推進事業 ○夏泊の魅力を全国にPRするプロジェクト
	青谷地域での路線バス廃止後の対応	<p>令和5年8月23日に開催された「鳥取市生活交通協議会」において、日ノ丸自動車が青谷町内のバス路線を今年度で廃止することを発表した。</p> <p>バス路線廃止後の対応については、これまで「鳥取市青谷町地域生活交通協議会」で協議・検討されてきており、令和5年8月30日に開催された地域振興会議において、これまでの経過や対応方針が説明された。</p> <p>今後も上記協議会と地域振興会議で情報共有・連携等を図りながら、令和6年4月以降の地域住民の生活交通に支障が出ないよう対応策について検討を進めていく。</p> <p>日ノ丸自動車の青谷町内バス路線廃止後の対応については、「鳥取市青谷町地域生活交通協議会」で協議・検討されてきており、今後も、地域振興会議と共有・連携等を図りながら、令和6年4月以降の地域住民の生活交通に支障が出ないよう対応策について検討を進めていく。</p>

第 2 回地域振興会議会長会 資料	
令和 6 年 2 月 8 日	
担 当 課	市民生活部地域振興課
電 話	0857-30-8172 (内線 7311)

地域振興会議に代わる新たな会議体の方針案について

令和 6 年 1 月 3 1 日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和 7 年 3 月末）の会議体のあり方について方針案をまとめました。

1. 位置付け

任意機関（要綱設置）

2. 設置区域

合併前の旧町村区域ごと

3. 設置の目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、本市の一体的な発展と持続可能な地域共生のまちづくりを推進する。

4. 所掌事務

- (1) 地域特有の課題や地域活性化について調査・研究を行い、解決策について検討する。
- (2) 対象地域住民の意向把握や情報共有に務める。
- (3) 課題解決にむけて、市に対して政策提案を行うことができる。
- (4) 必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。

5. 組織

委員人数：12名以下

委員構成：委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 対象地域内に所在する団体等の代表者又は構成員
- (2) 対象地域内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準ずる者（対象地域の出身者等）

委員の委嘱：各総合支所長が市長へ内申

委員報償費：日額 7,000 円

その他：任期：2年（再任を妨げない。）

6. 会議

会議の召集：◆次の場合に会長が召集

- ①市長又は会長が必要と認めるとき
- ②委員の4分の1以上から請求があるとき

※必要があるときは、委員以外の者（オブザーバー）の出席等を求めることができる。

会議回数：6回程度（各支所6回分で予算要求する。）

会長会：◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。

◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。

※年1回開催

その他：視察は隔年実施（4地域ずつで予算要求する。）

7. 意見等の尊重

課題解決に向けて市に対して政策提案を行うことができる。

8. 設置期間

設置期間は明記しない。

※2年任期×2期（4年）のスパンで会の検証を行い、要綱の見直し等を行う。

9. 庶務

各総合支所

10. その他

本庁地域振興課で運営経費等を予算化し、再配当する。

11. 今後のスケジュール

時 期	内 容
R 6年2月2日	市長副市長協議において方針案の説明
R 6年2月8日	第2回地域振興会議会長会において方針案の説明
R 6年3月～5月	地域振興会議において方針案の説明・承認
R 6年6月議会	議会総務企画委員会において報告
R 6年7月～12月	地域振興会議において新しい会議体の決定
R 6年12月議会	議会総務企画委員会において報告
R 7年4月～	新しい会議体の開始